

壱岐市農業委員会定例会（平成30年5月）

議 事 録

1. 開催日時 平成30年5月24日（木） 午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会長 外 農業委員 14名
4. 欠席委員 …… 番 …… 委員 …… 番 …… 委員 …… 番 …… 委員
…… 番 …… 委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 …… 番 …… 委員 …… 番 …… 委員
 - 第2. 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第21号 壱岐農業振興地域整備計画変更（編入）に対する意見について
 - 議案第22号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について
 - 議案第23号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第24号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について
 - 追加議案 議案第25号 壱岐農業振興地域整備計画変更（編入）に対する意見について

7. その他

開 会 （ 午 前 9 : 0 3 ）

事務局 皆さんおはようございます。申し訳ありません。定刻より遅れておりますけど、只今から平成30年5月の農業委員会の総会を開会いたします。

本日は、…番 …… 委員さん、…番 …… 委員さん、…番 …… 委員さん、…番 …… 委員さんより欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は19名中15名で定数に達しておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願いいたします。

議長 【会長挨拶】

それでは、早速議事に入らせて頂きます。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2

項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、・番・・委員、・番・・委員をお願いをいたしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

なお、本日の会議書記には事務局の・・主事を指名いたします。

それでは、日程第2の議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。所有権移転の案件が5件あがっております。受け手は全て個人ですので農地所有適格化法人要件の適用はありません。また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、信託要件の適用もありません。それから、売買・交換・贈与ですので、又貸し、転貸禁止要件にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。それから、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないか、というような4つのことを審議して頂くこととなります。

6番 土地の所在

郷ノ浦町物部本村触字小坂 ・ ・ ・ ・ ・ 畑 1, 659㎡

譲渡人、・ ・ ・ ・ ・

譲受人、・ ・ ・ ・ ・

経営地は田が19,380㎡ 畑が10,651㎡ 計 30,031㎡です。

申請理由、譲渡人、相手方の要望により売却する。

譲受人、買い受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は売買です。

「全部効率利用要件」、主に水稻・飼料の作付けです。農機具はトラクター、小型ショベル、脱穀機、軽トラです。田植機、コンバインは借りてあります。農作業暦は本人が36年です。通作距離は100m程です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今までどおり野菜を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

5月22日に・・・委員さん立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 お早うございます。地区担当の・・・でございます。今、事務局から説明があったとおり22日に現地を確認致しました。既に今まで、・・・君のお母さんが、アグリ用の野菜を作付けされてありましたし、今後共、野菜の作付けをしていくという事でございます。何ら問題はなかろうと思っておりますので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第19号6番は決定いたします。続きまして7番の説明を求めます。

事務局 はい、7番 土地の所在、
郷ノ浦町木田触字狭馬・・・・田 404㎡
譲渡人、・・・・・・・・・・
譲受人、・・・・・・・・・・
経営地は田が29,896㎡ 畑が3,335㎡ 計33,231㎡です。
申請理由、譲渡人、相手方の要望により売却する。
譲受人、自己所有地の隣接地の為、買い受けて耕作に従事する。
ということです。

権利の設定内容は売買です。

「全部効率利用要件」、主な作物は水稻・野菜です。農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラです。農作業暦は本人が50年、雇用者を2名臨時的に雇われてあります。通作距離は1.3km程です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今までどおり水稻を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

5月22日に・・・委員さん立ち会いの下、現地確認を行なっております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、番委員。

委員 22日に現地を確認致しました。10年程前さんの農地を、ほぼ100%さんが買収されておりましたけれども、この土地に関しては昔2筆になっておったものを、切れ倒しをされてあったもので、恐らくその時に分からなかったのだろうという事で、今、既に1枚になって耕作をされております。この度の、圃場整備の色々な調査で漏れがあるという事がわかったようで、その関係で売却をして、さんの方が耕作をすると、事務局が説明されたように専属の農業担当の社員を従事させてありますので、何ら問題はなかろうかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第19号7番も決定いたします。続きまして、8番、9番は関連がございますので、一括して説明を求めます。

事務局 はい、それでは、一括して説明させていただきます。

8番、土地の所在、

芦辺町箱崎諸津触字下岳ノ久保 田 881㎡

譲渡人、.

譲受人、.

経営地は田が26,013㎡ 畑が21,621㎡ 計47,634㎡です。

申請理由、譲渡人、譲受人、双方の要望により交換する。ということです。権利の設定内容は交換です。

「全部効率利用要件」、主に水稻・飼料の作付けです。農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラです。農作業暦は本人が30年、雇用者も多数臨時的に雇われてあります。通作距離は2km程です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今までどおり水稻を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

9番、土地の所在、

芦辺町箱崎諸津触字下岳ノ久保 田 895㎡

譲渡人、.

譲受人、.

経営地は田が4,474㎡ 畑が3,389㎡ 計7,863㎡です。

申請理由、譲渡人、譲受人、双方の要望により交換する。ということです。権利の設定内容は交換です。

「全部効率利用要件」、主な作物は水稲・野菜です。農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラです。農作業暦は本人、妻共に35年です。通作距離は1km程です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今までどおり水稲を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

5月22日に・・・委員さん、・・・さん、それから・・・建設の従業員の方の立ち合いの下、現地確認を行なっております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 お早うございます。担当の・・・です。先程、事務局の言われましたように5月22日、午後2時頃から・・・さんは・・・建設の会長でありまして、今回、国分の方に建設されております。「株・・・」の代表取締役でもあります。・・・さんは諸津の近くの人でございます。双方便利になるという事で交換という事でございますので、何にも問題ないと思っておりますが、皆様方のお意見よろしくお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第19号8番と9番も決定いたします。続きまして、10番の説明を求めます。

事務局

10番 土地の所在

芦辺町箱崎中山触字安城 ・・・・ 田 1,410㎡

同じく ・・・・ 田 1,488㎡

計 田が2筆で2,898㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は田が26,286㎡ 畑が6,149㎡ 計32,435㎡です。

申請理由

譲渡人 長男に生前贈与する。

譲受人 受贈し、農業を営む。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」、主な作物は水稲、たばこです。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、ショベル、AP1、軽トラックを所有してあります。農作

業歴は本人が5年、祖父60年です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今まで通りですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

本来ならば、委員さんの担当地区であります。早めに5月の定例会は、島外出張の為、休ませてもらいたいとの連絡があっておりましたので、5月22日に委員さんと譲受人のおじいさん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

委員 議長。

議長 はい、番委員。

委員 先程言われましたように、本来ならば委員の担当でございますが、旅行中という事で、私が担当しました。22日の午後2時30分頃、お爺さん……さんが、もう80歳になられると思いますが立ち会われました。……さん59歳ですが、お父さんは腰がものすごく悪くて、もう農作業が出来ない状態で、この……さんは、今、まだ高校生ですが、自分が（農業は）やれないから、早めに生前に贈与して意識を植え付けたいという事で土日は……さんが頑張っておられます。という事です。以上です。よろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第19号10番は決定いたします。

続きまして議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

5番 土地の所在

勝本町新城西触字丸尾…………… 台帳・現況地目 畑 面積 188㎡

同じく……………番…………… 台帳地目 宅地 現況地目 畑 面積 119.

96㎡ 計 2筆で307.96㎡

転用目的 住宅用地

譲渡人、……………

譲受人、……………

申請理由 父の所で畜産を営んでいるが、借家住まいで不便であるので、

申請地に居宅を建築するため申請します。というものです。権利の設定内容は贈与です。農用地区域除外は県の同意を得て平成30年2月9日に完了をいたしております。農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断致しております。位置図、写真、配置図は4頁から6頁です。農用地区域除外の折、・・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行いました。本日は欠席であります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？
【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第20号5番は、意見を付して進達いたします。

続きまして6番の説明を求めます。

事務局 はい、6番 土地の所在

芦辺町深江南触字岸ヶ峯・・・・・・・・台帳・現況地目 畑 面積 612㎡
で、一般住宅の上限500㎡を超えておりますが、法面等が116㎡ありますので、有効面積は496㎡となります。

転用目的 住宅用地

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

申請理由 現在、親と同居しており狭隘となったので、申請地に居宅を建築するため申請します。というものです。権利の設定内容は贈与です。農用地区域除外は県の同意を得て平成29年12月11日に完了をいたしております。農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断致しております。位置図、写真、配置図は7頁から9頁です。農用地区域除外の折、・・・委員さんと譲渡人立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 地区担当の・・・です。内容につきましては、只今、事務局からの説明の通りでございます。農用地区域除外の折（平成29年9月19日）・・・さんの立ち会いのもと、現地を確認いたしました。

・・・さんは、平成29年8月に結婚をされまして、奥さんは今年の4月から壱岐の学校に勤務されております。

両親の近くの申請地に自分達の家を建築したいとの事であります。

皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第20号6番は、意見を付して進達いたします。

続きまして7番の説明を求めます。

事務局

7番 土地の所在

芦辺町深江本村触字矢作・・・・・・・・ 台帳・現況地目 畑 面積 45㎡

同じく・・・・・・・・ 台帳・現況地目 畑 面積 442㎡

同じく・・・・・・・・ 台帳・現況地目 畑 面積 88㎡

計 畑が3筆で575㎡となっており、一般住宅の上限500㎡を超えておりますが、住宅の建築部分は442㎡となります。

転用目的 住宅用地及び通路

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

申請理由 現在、借家に住んでいる為、申請地に居宅を建築し、一部を道路として利用したいので申請します。というものです。権利の設定内容は贈与です。農用地区域除外は県の同意を得て平成29年6月28日に完了をいたしております。農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断致しております。位置図、写真、配置図は10頁から13頁です。農用地区域除外の折、委員さんと譲受人のおじさん立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

委員

議長。

議長

はい、番委員。

委員

地区担当の・・・です。内容につきましては、只今、事務局からの説明の通りでございます。農用地区域除外の折（平成29年4月21日）譲受人のおじの・・・さん立ち会いのもと、現地を確認いたしました。・・・さんは、住宅を借りてありますが、家族も増えたため、おばあさんの農地を譲り受け、住宅及び進入路として利用したいとのことであります。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第20号7番は、意見を付して進達いたします。

続きまして議案第21号「壱岐農業振興地域整備計画変更（編入）に対する意見について」を議題といたします。1番の説明を求めます。

事務局

はい、14頁をお願いします。

議案第21号 「壱岐農業振興地域整備計画変更（編入）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の編入申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

1番 土地の所在 地目につきましては、現況地目のみを読み上げます。

郷ノ浦町木田触字山本	・ ・ ・ ・ ・	山林	4 1 m ²
郷ノ浦町木田触字中尾	・ ・ ・ ・ ・	山林	7 8 m ²
同じく	・ ・ ・ ・ ・	原野	1 4 m ²
同じく	・ ・ ・ ・ ・	池沼	1 1 5 m ²
同じく	・ ・ ・ ・ ・	畑	5 5 7 m ²
同じく	・ ・ ・ ・ ・	畑	3 1 1 m ²
同じく	・ ・ ・ ・ ・	原野	9 9 m ²
郷ノ浦町木田触字狭間	・ ・ ・ ・ ・	水路	9 7 m ²
同じく	・ ・ ・ ・ ・	原野	3 3 2 m ²
同じく	・ ・ ・ ・ ・	原野	2 9 m ²
同じく	・ ・ ・ ・ ・	原野	8 7 m ²
同じく	・ ・ ・ ・ ・	原野	3 4 6 m ²
同じく	・ ・ ・ ・ ・	原野	5 5 6 m ²
同じく	・ ・ ・ ・ ・	原野	9 8 m ²
郷ノ浦町木田触字平地	・ ・ ・ ・ ・	原野	8 1 m ²
郷ノ浦町木田触字内山	・ ・ ・ ・ ・	原野	9 4 m ²
同じく	・ ・ ・ ・ ・	原野	1 9 8 m ²
同じく	・ ・ ・ ・ ・	原野	2 1 6 m ²
同じく	・ ・ ・ ・ ・	原野	1 0 m ²
郷ノ浦町木田触字亀ノ水	・ ・ ・ ・ ・	原野	1, 3 6 8 m ²
郷ノ浦町木田触字八反田	・ ・ ・ ・ ・	原野	6 1 m ²
計	2 1 筆で		4, 7 8 8 m ²

目的 農用地

申請人 ・ ・ ・ ・ ・

理由 農地中間管理機構関連の基盤整備事業実施を予定している為、申請地を農用地区域へ編入する必要がある。というものです。位置図、写真は16頁から24頁です。

5月22日に現地確認を行ないました。地元の委員さんは、別の日に確認をされてあります。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・ ・ 委員 議長。

議長 はい、・番・委員。

・ ・ 委員 今の説明の通りで、今年度、採択を目標に今整備事業の計画を進めております。その中で今出た部分は、昔の水路若しくは赤道、それから農地の横にあった、まあ、開拓をされたかどうかわかりませんが、山林とか原野の残地、恐らくそういう関係ではなかろうかと思われまます。農村整備課の方とも全部確認に廻りまして、ここを除外して圃場整備はなかなか出来ないという事で、これも一緒に取り込みたいという事で、地元で協議をいたしております。是非、皆さ

んのご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第21号は意見を付して回答いたします。

続きまして、議案第22号「老岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、25頁をお願いします。

議案第22号 「老岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

2番 土地の所在、

勝本町新城東触 字高松・・・・・・・・畑 445㎡

除外目的、住宅用地

申請人、・・・・・・・・

申請理由、現在、息子家族と同居で家が手狭なため、申請地に住宅を建築したいので、農用地区域からの除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は26頁から28頁です。5月22日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っておりますが、本日は、欠席であります。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第22号の2番は意見を付して回答いたします。

続きまして、3番の説明を求めます。

事務局 はい、3番 土地の所在、

芦辺町中野郷西触字辻・・・・・・・・畑 436㎡

除外目的、住宅用地

申請人、・・・・・・・・

申請理由、家が老朽化しているため、申請地に住居を建築したいので、農用地区域からの除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は29頁から31頁です。5月21日に申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 22日に当初予定しておりましたけども・・さんの都合で21日に事務局に立ち会ってもらいました。私も一寸その時、出席出来ませんでした。電話で奥さんとお話した所、・・を経営されておまして、家族今3人で営んでおら

れます。息子さんが来られたので、家も狭く古く、建てたいというご希望でした。今度は、・・・の直ぐ脇に地図を見たらわかりますが、作られるようです。皆さんのご審議をお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第22号の3番は意見を付して回答いたします。

続きまして、4番の説明を求めます。

事務局 はい、4番 土地の所在、

芦辺町箱崎谷江触字寺山 ・・・・の一部 畑 1, 116㎡のうち552㎡で、一般住宅の上限500㎡を超えておりますが、通路が92㎡ありますので、有効面積は460㎡となります。

除外目的、住宅用地及び通路

申請人、・・・

申請理由、現在の住居が土砂災害警戒区域にあり、安全な場所に建替えるため、申請地の農用地区域からの除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は32頁から34頁です。本来ならば、・・・委員さんの担当地区であります。先程申しました理由により欠席でありますので、5月22日に・・・委員さんと申請人の奥さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 今、説明の通り22日に・・・さんの奥さんと現地確認を致しました。現在、隠居・本家に3世代同居という事で・・・さんはどこか知りませんが養子でありまして、そして昨年ですか子供も生まれまして手狭になった為、その前の場所で家を建て替えたいという事でございましたが、地滑り地帯で、その許可もおれませんので、先程、言われましたように家から西の方に一寸たかりですが、一番近い道で500m位です。・・・橋の方に廻ったら1km位になります。そこに若手の家とその子供3人の家を建てて、将来的には危ない所ありますので、全部移転をしたいという事ですが、まだ、計画は無いという事でございました。以上です。よろしく、ご審議の程をお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第22号の4番は意見を付して回答いたします。

続きまして、5番の説明を求めます。

事務局 はい、5番 土地の所在、

石田町石田東触字中尾 ・・・・ 畑 1, 040㎡

除外目的、船舶解体用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、船舶の解体用地を整備するため、申請地の農用地区域からの除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は35頁から37頁です。5月22日に・・委員さん、・・会長と申請人の息子さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、番・・委員。

・・委員 担当の・・です。今、事務局の説明がありました通り22日に現地確認を行いました。写真の中に家が写っているかと思えます。ここは、親父さんが亡くなって空き家になっております。周りの土地もこの家の人の部分でありまして、周辺農地には問題なかろうかと思えますが、只、船の解体場所という事で会長もおみえになって、本人さん（立会者）に話を聞いてみますと保健所の許可が無いとそれも出来ないそうで、保健所の指導を受けながら今、進めてあるようです。皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？

・・委員 議長。

議長 はい、番・・委員。

・・委員 産廃の問題はなかとでしょうかね。

議長 一応、これは農振の変更ですけど、今度、転用の時に私も危惧致しましたものですから、それが過去に色々正直あるものですから過去のような例では許可出ない。只、その農業委員会としては、一応農地だから何ですけど保健所に産廃の許可も必要になる。申請するには、保健所が色々指導はされるでしょうが、それで、先般事務局の方も保健所に色々確認をいたしておるようです。たちまちこれは、除外ですけど、次の転用の時に保健所がどのような回答を出されるか。私、個人としては、非常に危惧をいたしております。只、簡単にこのエリアでパット解くというものではないものですからプラスチックですし、色々また土地ですと中に油なんかも浸透も致しますし、以前、除外申請ができました「・・・・」さんも、その後、転用が出ていないようですが、そのように農振の除外だけは、反対という訳にもいかない訳でこれは、竹やぶで山の中で中々わかりにくいんですけど、只、そういう所だから尚、心配致す訳です。中で何をされるかわからない。それは、息子さんにも私も過去の例も息子さんは知ってある訳ですから前も色々指導した経過もございますし、今の工場の・・の方でやってありましたが、そこが色々あって立ち退きになっております。ですから正直申し上げまして、直接、私達は関係ないですけど、船で海上保安部の指導も今あっておる訳です。どこでも保険関係で、空船をつないで港が邪魔になる訳ですよ。ですから色々な関連がございますものですからなかなかその。これ

は先程から申しますように農振の除外ですけど、今後の課題がまだ相当クリアしなければいけないだろうと思っております。

・・委員 議長。

議長 はい、番・委員。

・・委員 将来的に周辺農地への影響とかなんとか考えられますか。

議長 その周りに農地はあんまりありませんが、農振地域であります。周りは山になってしまって案外農地は無いんですけど、ですから保健所としては、地域住民の人の許可を頂いて、その印鑑を頂いて、そのようなものも提出しなさいと受けているようですし、それからもし保健所が許可を下した場合は、随時に検査に入って指導をするという事ですけど、私としては、なかなかこの指導も困難でなかろうかと、ですから次の新しく申請が出る段階で皆さんに色んなご審議を頂きたいなと思っております。これは農振の除外ですからどうでしょうか。農振だけの除外で反対するという事も出来ないでしょうし。

事務局 議長。

議長 はい、事務局。

事務局 今、会長がご心配をされている内容ですが、色々過去に於いてあるという事です。私も農業委員会に来た時に、色々あったものですから保健所の方に確認に行きました。今、事前協議を本人がしているという段階でありまして、今から本申請に入って行くという事ではありますが、保健所とすれば、全ての書類が揃っておれば、許可をしなければならないという事のございます。後は、農業委員会の方で農地転用の時に色んな制約を加えることは可能です。この前のように地域住民に、こういうことをするのに同意書等が必要であればとるという事も出来るという事ですので、今、事前協議中という事で、今から本申請に移るまでに2ヶ月位掛かると、本申請から60日以内には許可を出すような形になるだろうというような事でありました。その後、転用申請が上がって来ると思っておりますから細部につきましては、転用の時にいろんな制限をかけながら進めて行きたいと思っております。

・・委員 議長。

議長 はい、番・委員。

・・委員 産廃の許可は持っているのだろうか。

事務局 議長。

議長 はい、事務局。

事務局 今からとるようにしております。本人は産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規）の処分の過程・収集運搬過程の終了証とは持っております。

議長 その産廃の許可を今までに取っておるなら、外されととですよ。・・さんご承知かわかりませんが、とにかく雄弁で言う事を聞かない。一寸、私も心配して現地に行きました。息子さんには懇々と過去の例があるものですから

・・委員 議長。

議長 はい、番・委員。

委員 前、でやりよっちよるとやもんな。

議長 非常に私も観光関連あるものですから観光の方でも指導をしてもなかなか漸く、地域住民の方が、あっちに行けという事になったんじゃないでしょうか。そういう事で今、局長が申しましたように転用の時に皆さんのご意見をお聴きして進めていきたい。保健所も中々許可下した以上は、そう指導はなかなか出来ないのではないかと思います。普通工場のようにコンクリを打って枠を作って、その中のエリアなら良いですけど、そのままの農地の上では垂れ流しはやるのでは内容はわかっております。

委員 議長。

議長 はい、番・委員。

委員 今迄、そのようにやってきている。

議長 私も過去を知っているから何回も申し上げるようにわざわざ私まで行って一言、いらん憎まれごとを言いましたけど、そう言ってもなかなか簡単には行きませんので、まあ皆さんの後の（転用が）上がって来た時にご意見を頂きたいと思えます。よろしいでしょうか。

この件で外にご意見がありましたら。

委員 議長。

議長 はい、番・委員。

委員 極端に言ったら、これは農地だから農業委員会にかかっていますが、例えば山林あたりを、これをやろうとされた場合、こちらは無関係といったらあれですけど、わからん訳ですよ。後、産廃関係とか山林の伐採届とか色々出てきますけど、要は環境廃棄物ですから、ある程度の処分は周囲に害を与えないような分の確約が執れないと保健所も許可を出さんでしようから。

議長 そうですね。

委員 議長。

議長 はい、番・委員。

委員 農地であれ、山林であれ。

議長 そう、そう。ですから、只、コンクリも保健所は打たんで良かと言ったのでしよう。

事務局 議長。

議長 はい、事務局。

事務局 それが、そういう規模ではないという事でした。

委員 議長。

議長 はい、番・委員。

委員 そう簡単には許可は下ろさんよ。

事務局 議長。

議長 はい、事務局。

事務局 保健所は、書類等を厳密に審査して、許可をするのか、しないのか、必要の書類が揃っておれば許可しなければならないというお話でありました。そういう許可を下したのであれば、それとは別に農地法の転用の中で、私共が制限をかけるかというのは、その後の事であります。

・・委員 議長。

議長 はい、番・委員。

・・委員 難しい問題。

議長 ですから、いずれにしても地域住民の印鑑を貰わんといかんものですから上手に言って、知らん人はよかった一なという事はあるとすな。それに懸念もっています。農振除外だけは、どうにもされないんでしょうね。周りが山で農地もなにも無いものですから。

事務局 議長。

議長 はい、事務局。

事務局 すいません。もう一つ言い忘れていました。農業委員会の転用につきまして本課の廃棄物対策課の方に廃棄物の処理及び清掃等に関する法律の規定による許可等の見込みがあるか否かについて協議しながら、もしそれが取れないのであれば、許可は出せないという事になりますので、そういう文書の紹介は行うように致しております。向こうがオッケーと言った時にまた、転用の時に皆さん方に色々ご審議頂ければ良いのかなと思っております。今は、まだ進行形ですから頭からダメよとも言えないのではないかと思います。そういう事をお願いしたいと思います。

議長 そういう事でよろしいですか。【はいの声あり】それではご異議ないようですので、5番も意見を付して回答いたします。

続きまして、議案第23号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第23号と議案第24号は関連がございますので、一括して説明させていただきます。38頁をお願いします。議案第23号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。39頁～41頁の平成30年5月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度38頁をお願いします。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃借権設定、5年間もので田が10筆で14,376㎡、畑が6筆で13,021㎡、計16筆で27,397㎡、10年間のもので田が6筆で10,100㎡、畑が8筆で27,145㎡、計14筆で37,245㎡、全体が30筆で64,642㎡

使用賃借権設定、5年間もので田が3筆で11,764㎡、10年間のもので田が10筆で8,989㎡、畑が5筆で4,241㎡、計15筆で13,2

30㎡、全体が18筆で24,994㎡となっております。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

42頁をお願いいたします。議案第24号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。43頁～45頁の平成30年5月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度42頁をお願いいたします。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案は、議案第23号で説明いたしました通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第23号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画案の決定は、同時施行といたします。

これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、皆様から何かご質疑ございませんでしょうか。

・・委員 議長、一寸良いでしょうか。

議長 はい、・番・委員。

・・委員 受け手が同じ人で5年物と10年物がありますが、それは、貸し手の方の問題でしょうか。

事務局 議長。

議長 はい、事務局。

事務局 今の・・委員さんのご質問でございますけれど、相続されている農地については、今の所10年、未相続農地について、相続権利者持ち分の1/2超えの同意があった場合には、最大5年という事になっておりますから、そういう事で5年10年という事になっております。

議長 よろしいでしょうか。外にございませんでしょうか。

・・委員 議長、良いですか。

議長 はい、・番・委員。

・・委員 先日の新聞で、中間管理機構を利用する場合、代表者印で良いという5月11日の参議院で議決されましたが、その一寸詳しい説明をお願いします。

事務局 議長。

議長 はい、事務局。

事務局 まだ、新聞でしか出ておりません。

・・委員 議長。

議長 はい、番・委員。

・・委員 一応施行は、圃場整備が今年採択をもらうようにしているが、それが出来る
と100%になる。聞くところによると今年度施行開始というような話は出て
おりますが、その辺詳しくは、わからないでしょう。

事務局 議長。

議長 はい、事務局。

事務局 今月末に、中間管理機構の担当会議がありますので、何か説明があれば、お
つなぎいたします。

・・委員 議長。

議長 はい、番・委員。

・・委員 よろしく願いいたします。

議長 よろしいでしょうか。外にご質疑ございませんでしょうか。【異議なしの声あ
り】それではご異議ないようですので、議案第23号と議案第24号は原案の
とおり決定いたします。その旨回答いたします。

続きまして、追加議案第25号「壱岐農業振興地域整備計画変更（編入）に
対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、追加議案のご説明をいたします。本日お配り致しました、追加議案を
ご覧下さい。先程、議案第21号でご説明した分の追加分であります。

議案第25号 「壱岐農業振興地域整備計画変更（編入）に対する意見につ
いて」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興
地域内農用地区域の編入申請について、市から意見を求められたので、審議の
うえ意見を付して回答をする要がある。

2番 土地の所在

郷ノ浦町木田触字狭間・・・・ 台帳・現況地目 原野 面積 121㎡

目的 農用地

申請人 ・・・・

理由 農地中間管理機構関連の基盤整備事業実施を予定している為、申請地
を農用地区域へ編入する必要がある。というものです。位置図、写真は2頁か
ら3頁ですが、位置図2頁の㉔が今回追加した分です。

5月22日に現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明ですが、よろしいでしょうか。【異議なしの声あり】それ
ではご異議ないようですので、議案第25号は意見を付して、その旨回答いたし
ます。皆さん方から何かございましたら。ございませんようでしたら本日の総
会の日程を終了させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れ
でございました。